

富山県警察の警察嘱託医の委嘱に関する訓令

富山県警察本部訓令第21号

富山県警察の警察嘱託医の委嘱に関する訓令を次のとおり定める。

昭和42年12月7日

富山県警察本部長

富山県警察の警察嘱託医の委嘱に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署の嘱託医師（以下「警察医」という。）の委嘱およびその運営について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する業務)

第2条 警察医に委嘱する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被留置者および被保護者に対する診察、治療その他の保健衛生に関すること。
- (2) 変死体に対する検視、検案等に関すること。
- (3) 被疑者、被害者等に対する身体検査の立会に関すること。
- (4) その他警察署長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 富山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察署長の上申により委嘱状（様式第1号）を交付して警察医に委嘱するものとする。

2 前項の上申は、警察嘱託医推せん上申書（様式第2号）によりおこなわなければならない。

(数)

第4条 警察医は、おおむね富山中央警察署および高岡警察署にあつては2人、その他の警察署にあつては1人を委嘱するものとする。

(解嘱)

第5条 本部長は、警察医が委嘱を辞退し、または病気その他により委嘱した業務の遂行に支障があると認められるときは、警察署長の上申により警察医の委嘱を解くものとする。

(臨時措置)

第6条 警察署長は、警察医が病気その他により委嘱した業務に応ずることができないときは、その業務を臨時に他の医師に依頼するものとする。

(緊密な連携)

第7条 警察署は、常に警察医と緊密に連携し、その協力を得て警察目的の達成につとめなければならない。

(研究会)

第8条 警察署長は、警察医に委嘱した業務の効果的な推進を図るため、おおむね年1回研究会を開催するものとする。

(委嘱謝金)

第9条 本部長は、警察医に対し別に定める委嘱謝金を支給するものとする。

(名簿)

第10条 富山県警察本部刑事部捜査第一課長は、警察嘱託医名簿（様式第3号）を備えておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（平成3年7月10日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成17年10月4日本部訓令第21号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月7日から施行する。

※ 様式第1号以下省略